

(公印省略)

医 政 第 1 7 8 号
令和2年4月13日

関係団体の長 殿

緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について（依頼）

大分県福祉保健部医療政策課長

貴団体におかれては、本県行政の推進にあたり、平素よりご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

先般（4月7日）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたところです。

県としましては、緊急事態措置を実施すべき区域への不要不急の移動の自粛、及び帰県・転入された方に対し2週間の不要不急の外出自粛と健康観察を要請したところです。

健康観察の実効性を高めるためには、上記区域を往訪された方に対し、具体的な健康観察の手法等を明示することが重要であり、既に県職員については、4月8日から実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれても、職場内の状況把握や従業員の皆様の健康観察など、感染防止の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

記

<添付書類>

緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について

（別紙1）4月1日以降の緊急事態宣言対象地域往訪者名簿（同居者が往訪した場合を含む）

（別紙2）健康観察票

<担 当： 医務班>

(別添)

緊急事態宣言対象地域を往訪した方の把握及び健康観察について

先般（4月7日）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたところです。

県としましては、緊急事態措置を実施すべき区域への不要不急の移動の自粛、及び帰県・転入された方に対し2週間の不要不急の外出自粛と健康観察を要請したところです。

健康観察の実効性を高めるためには、上記区域を往訪された方に対し、具体的な健康観察の手法等を明示することが重要であり、既に県職員については、4月8日から実施しているところです。

つきましては、貴職におかれましても、職場内の状況把握や従業員の皆様の健康観察など、感染防止の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

【健康観察方法】

1. 該当者の把握

- (1) 該当者をリストアップする。（4月1日以降本人または同居者が緊急事態宣言対象地域を往訪した方）（別紙1）
- (2) 該当者に対して、健康観察（下記2. 参照）の必要性を説明するとともに、出勤時及び勤務時間中はマスクを着用してもらうよう促す。

2. 具体的な健康観察の手法

(1) 本人

- ① 毎朝、体温を測定し、健康観察票（別紙2）に記入のうえ、職場管理者へ提出する。
- ② 発熱や症状欄（※）に「有」がある場合には、出勤せずに職場に連絡するとともに、まずは電話でかかりつけ医に相談する。
※症状：咳、呼吸困難、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害など

(2) 職場管理者

- ① 毎朝、本人から提出された健康観察票の内容確認を行う。（確認後、本人へ返却）
- ② 体調不良の症状を確認した場合には、出勤させず、まずは電話でかかりつけ医に相談するよう勧める。